

奄美希少野生生物保護増殖検討会設置要領

1. 目的

絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づき保護対策を検討することが必要である。具体的には、種の生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討する必要がある。

このため、奄美希少野生生物保護増殖検討会（以下「検討会」という。）を設置するものである。

2. 構成

(1) 検討会は、野生生物の各分類群における代表的研究者、野生生物の保護増殖に関する代表的専門家等で環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長が依頼した委員をもって構成する。

(2) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

(1) 奄美群島における日本産野生生物種の生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項

(2) 生息地の保護や保護増殖のあり方など野生生物保護対策の検討に必要な事項

(3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

4. 座長

(1) 検討会には座長を置く。

(2) 座長は、委員の互選によってこれを定める。

(3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。

(4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 庶務

検討会の庶務は、環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所において行う。

附 則

この設置要領は、平成26年1月21日から施行する。